

I はじめに

I はじめに

1. 計画策定の目的

奈良県の人口に占める高齢者の割合は、これまでの約4人に1人から、15年後には約3人に1人となり、急速に高齢化が進むと予想されます。

また、今後の3年間についてみると、いわゆる団塊の世代がそろって高齢期を迎え、社会的弱者という従来の高齢者のイメージとは異なる、新たな高齢者の層が生まれるものと考えられます。一方で、介護サービスなどの支援が必要な高齢者も、75歳以上の人口の増加で一層増えることが予想されます。

このような世代構造の変化の時期に、奈良県の高齢者の生活の現状に即し、高齢者が安心して日常生活を送ることができる暮らしやすいまちづくりを目指して、現役世代や家族も対象とした総合的な対策を整理し、県民や様々な関係機関の皆様と問題意識を共有し、解決に向け協働して実践していくことが本計画策定の目的です。

2. 計画の位置づけ

老人福祉法第20条の9に基づき、奈良県が策定する老人福祉計画及び介護保険法第118条に基づき、奈良県が策定する介護保険事業支援計画にあたります。

3. 計画の実施期間

本計画の実施期間は、平成24年度から平成26年度の3年間とします。

4. 計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置

この計画の策定にあたっては、「奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会」を設置し、学識経験者、保健・医療・福祉の各分野の関係団体、議会、市町村、住民の各代表者から幅広い意見を聴きながら、計画の策定を進めました。

(2) 関係部局との連携

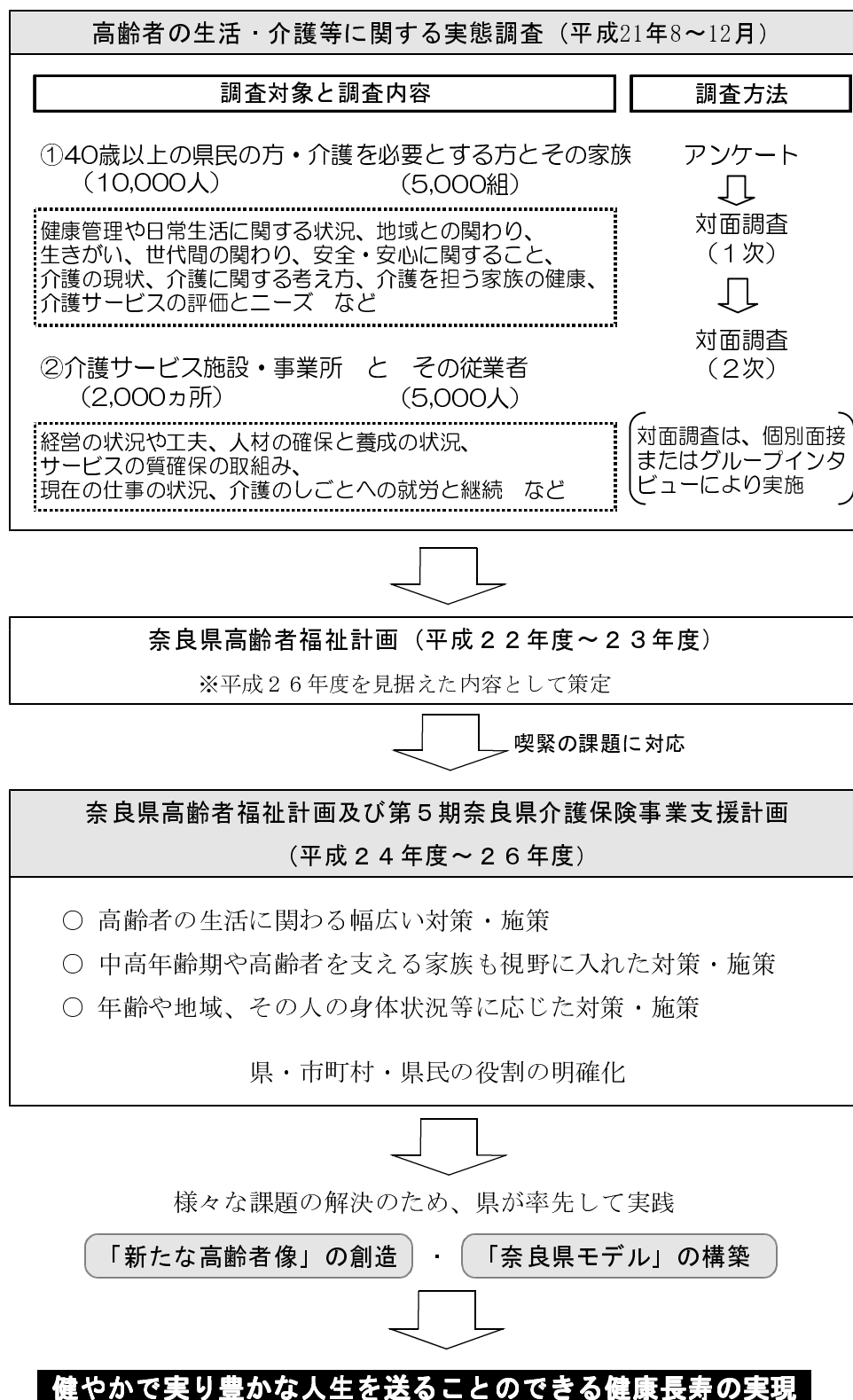
本計画が高齢者に対する総合的な健康長寿対策、生活支援対策となるよう、関連部局と連携して計画の策定を行いました。

(3) 県民意見の反映

①奈良県高齢者の生活・介護等に関する実態調査の実施

平成21年度において、県民2万人以上を対象に「高齢者の生活・介護等に関する実態調査」を実施し、県民の生活・介護、介護事業所の運営、介護従事者の就業の実態を広範かつ綿密に調査しました。本計画は、この調査の結果により浮かび上がった県民像を出発点として平成22年3月に策定した奈良県高齢者福祉計画に、喫緊の課

題等に対応した見直しを加えた上で、「奈良県高齢者福祉計画及び第5期奈良県介護保険事業支援計画」として編成するものです。



本計画においては、中高年齢期の元気な世代から、やがて介護を必要とすることを見据えた施策を体系的に表します。

②パブリックコメントの実施

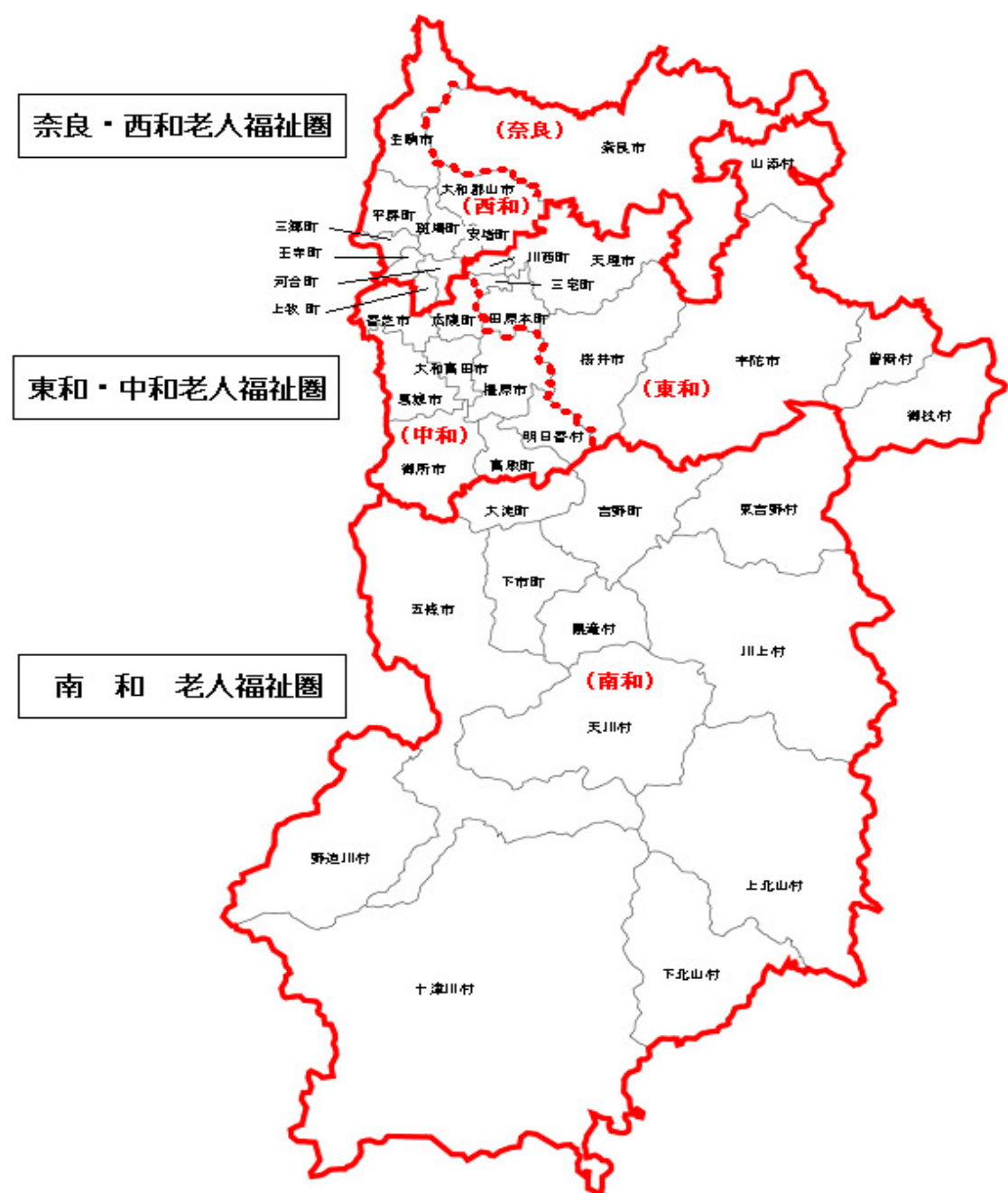
この計画は、県の施策に関する基本的な計画決定及び重要な変更にあたることから、「奈良県パブリックコメント手続きに関する指針（平成14年4月1日施行）」に基づき、広く県民の意見を募集し、計画に反映させました。

5. 圏域の設定

介護保険事業支援計画では、介護給付等対象サービスの種類ごとの見込みを定める単位となる圏域を定めることとされており、これを老人福祉圏域（老人福祉法第20条の9第2項に規定する区域をいう。）として扱うものとされています。

本県計画において、老人福祉法に基づく老人福祉圏域は、全県を一圏域として定めることとしますが、本書においては、第1期から第4期の介護保険事業支援計画や医療法に基づく2次医療圏（医療法第30条の4第2項第10号に規定する区域をいう。）と整合性を図り対比をするため、参考として「奈良・西和老人福祉圏」、「東和・中和老人福祉圏」及び「南和老人福祉圏」の3つの老人福祉圏域を表記しました。

圏 域 名	市 町 村
奈良・西和老人福祉圏	奈良市、大和郡山市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町
東和・中和老人福祉圏	大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、広陵町
南和老人福祉圏	五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村



6. 計画実施のための役割分担

県は、市町村と連携し、県民や様々な関係機関のみなさまと協働して計画の実施に取り組めます。

県	・ 基本理念の実現に向けた戦略的な情報発信 ・ 広域的な実態把握と分析、住民の判断材料となる形での情報提供 ・ 先駆的な取り組みによる事業モデルの確立と県内への普及 ・ 官民連携による地域活動の要となる組織・人材のネットワーク化の推進 ・ 広域的な基盤整備、市町村（保険者）の支援・広域調整 ・ 介護や福祉の事業者の経営支援、専門職の知識・技能の向上の支援
市町村	・ 地域における実情やニーズの把握と細やかな配慮に基づく対応 ・ 住民が利用しやすく、分かりやすい窓口の設置・運営 ・ 介護保険及び医療保険の着実かつ円滑な運営 ・ 高齢者の虐待防止や老人保護措置の的確な実施 ・ 地域に密着した介護サービス基盤の整備・運営 ・ 地域における住民の健康づくり・介護予防や生活支援の実践
県民	・ 県民自らが知識や技術を習得し、自身や身近な人の暮らしに活用 ・ 多様な組織やグループを通じた住民どうしや当事者どうしの支え合い ・ 介護や福祉の事業主体としての関わり 〔 県民が様々な組織やグループとして役割を担う場合、 「IV 施策の展開」において「民間」と表示します。 〕